

<K6K10 スクリーニング票に関する留意事項>

「30日間の頻度」については、今あったとしたら、それはいつ頃なのかを聞き、どのくらいの日にちが続いたのかを確認し、30日間に換算して点数化してください。

「元気です」と答えた方で、こころと身体について、心配ないと思った方の分は、スクリーニング票に「1. 全くない」として点数化しておきます。特記事項に「元気ですとのことで実施なし」と記載してください。また、心配あるが、拒否した場合も、特記事項「拒否のため実施なし」をあわせて記載してください。

※ K6/K10 がスクリーニング出来るのは、抑うつ性障害（大うつ病、気分変調症）および不安障害（パニック障害、広場恐怖、社会恐怖、全般性不安障害、PTSD）です。

カットオフポイント（精神疾患である確率が50%以上である）は K6 15 点以上 K10 25 点以上です。

①全くない・・・1点 ②少しだけ・・・2点 ③時々・・・3点 ④たいてい・・・4点 ⑤いつも・・・5点

資料B. 電話相談フローチャート

電話相談フローチャート





